

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

令和2年11月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
八千代保育園	新潟市中央区川岸町 1丁目56番地1	遊戯室	149.42	令和2年10月28日
北部総合コミュニティセンター	新潟市中央区稻荷町 3511番地1	小ホール501 大ホール205 大ホール206	100.20 208.00 153.74	令和2年10月28日
潟東地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区三方2 番地	アリーナ1及び2 会議室 研修室 中ホール 小ホール 調理室兼研修室	1,404.20 53.50 76.20 124.90 62.50 63.80	令和2年10月28日

2 指定内容に異動のあつた施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
万代保育園	新潟市中央区東万代 町9番52号 (旧新潟市中央区蒲 原町1番18号)	遊戯室	190.08 (旧84.46)	令和2年10月28日

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
潟東農村環境改善センター	新潟市西蒲区三方1 番地	多目的ホール	400.00	令和2年10月28日
潟東体育館	新潟市西蒲区三方2 番地	アリーナ 研修室 会議室	1,405.00 68.90 50.25	令和2年10月28日